

総合評価落札方式における 賃上げを実施する企業等への加点措置

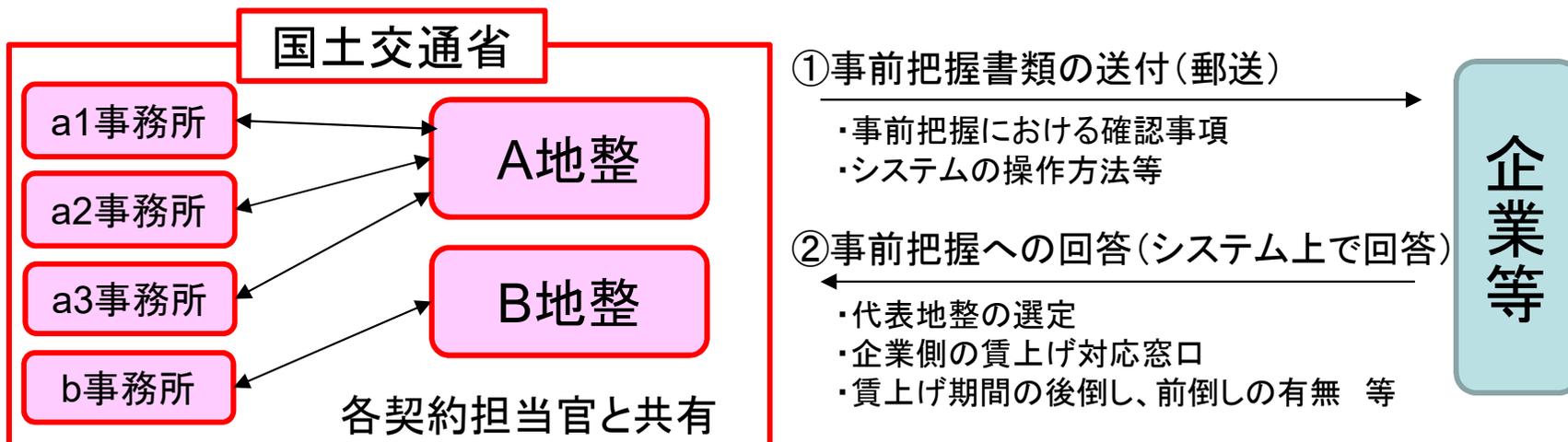
令和4年12月9日付 事務連絡
実績確認に関する補足資料

賃上げ総合評価の実績確認方法について(概要)

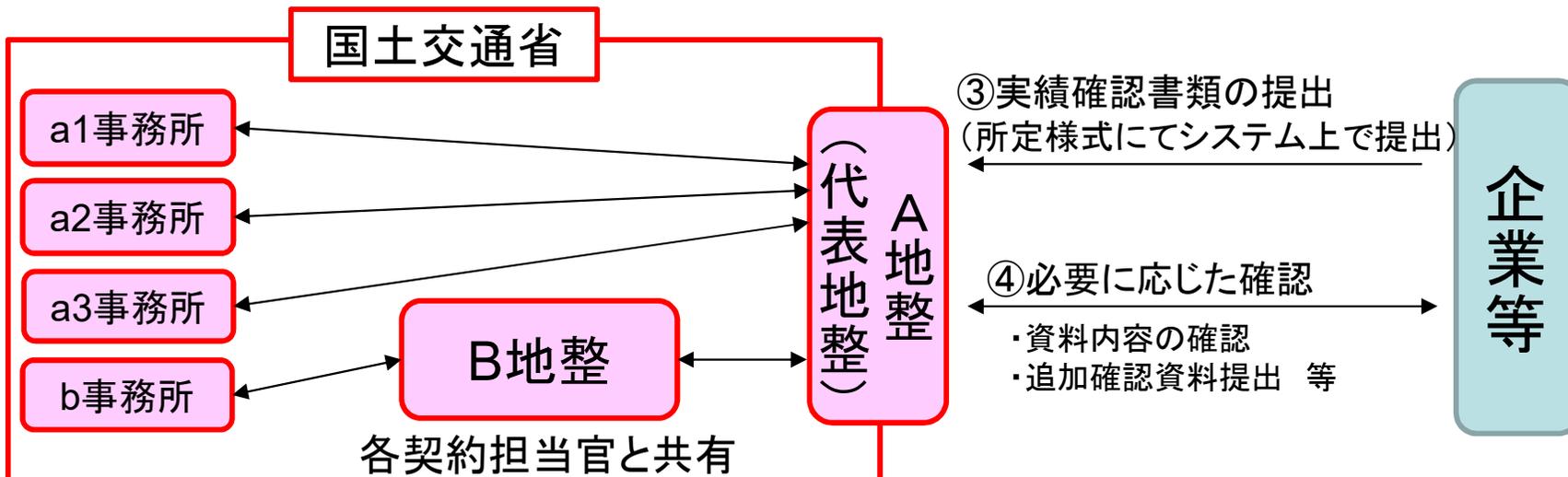
- 賃上げ総合評価の実績確認にあたり、実績確認の窓口を代表地方整備局本局に一元化。
- 代表地整は、当該年度に賃上げ加点の上で契約関係にある地整から、企業側が選定。

STEP1 事前把握

主な目的：実績確認を行う代表地整と、企業等の双方の窓口確認

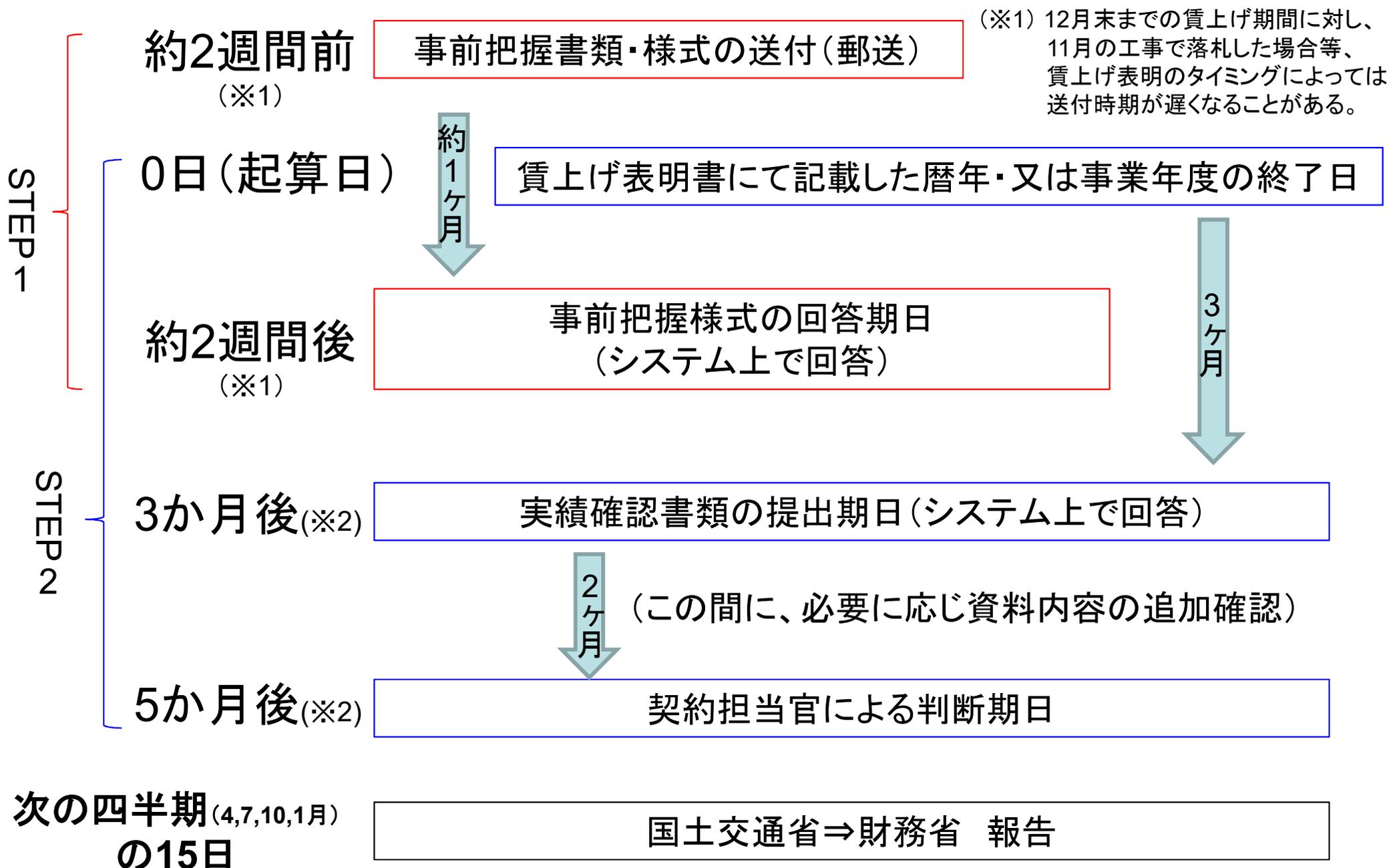


STEP2 実績確認



※STEP1、STEP2ともに、国交省からの委託を受けた機関から問い合わせ・確認等を行うことがある。

実績確認のスケジュールについて



(※2) 当初表明の暦年・事業年度から賃上げ期間を後倒した場合には、賃上げ期間終了後から起算。前倒し(事業年度のみ)した場合には、賃上げ期間終了後ではなく、事業年度終了日から起算。

○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員 \ 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態(※)		...
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パートアルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						...
	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									...
賞与									
⋮		①	②		⋮				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等の評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① : 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② : 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ : 継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
 ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
 ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご注意ください。